

令和8年 富士見町 条例

第 17 号

行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の  
利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一  
部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月10日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町条例第17号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく  
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人  
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年富士見町条例第18号）の一部を  
次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

2 町長	富士見町福祉医療費給付金条例(平成15年富士見町条例第19号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	------------------------------------------------------------

別表第2を次のように改める。

1 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 町長	富士見町福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 地方税法関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		国民年金法(昭和34年法律第38号)による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外宛名情報であって規則で定めるもの
		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)による公的給付支給等口座登録簿に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。